
中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による セーフティネット保証6号の認定申請について

■認定要件(以下の要件を満たすことが必要です。)

「破綻金融機関」(経済産業大臣告示)リストに記載のある破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業活動を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者。

■ご持参いただくもの

- 6号認定申請書 1枚
- 下記に該当する実在確認資料(法人、個人ともに①②のどちらも必須)

【法人】

①履歴事項全部証明書(最新のもの)

②最新の法人税の決算書類(法人税申告書及び地方法人税申告書(各種別表)、適用額明細(必要な場合のみ)、法人事業概況説明書(または会社事業概況書)、勘定科目内訳明書、決算報告書、借入金及び支払利息の内訳書、貸借対照表、損益計算書
※收受印、法人税のメール詳細(電子申告の場合)等により税務署で受け付けたことが分かるもの)

【個人事業主】

①開業届(紛失の場合は税務署の再発行が必要)

②確定申告書 B(ある場合は青色申告決算書一式も)(收受印、所得税のメール詳細(電子申告の場合)等により税務署で受け付けたことが分かるもの)

※上記書類で市内における事業実態が確認できない場合、賃貸借契約書等も必要になります。

◆破綻金融機関からの借入残高及び借入期間確認書類等(以下(1)~(4)の書類全てが必要
です。写しで可)

※申請額対象の借入分すべてが必要です。

- (1)指定金融機関からの借入金残高証明書
 - ㊦直近(申請日から1か月前までの期間のもの)の借入金残高証明書
 - ㊧借上記直近の前年同期の借入金残高証明書※㊦㊧の証明書の基準となる日は同日にしてください。
- (2)すべての金融機関からの総借入金残高が証明できる書類
決算書内の「借入金及び支払利子の内訳書」に記載されているすべての金融機関(日本政策金融公庫)の残高証明書が必要です。
 - ㊦直近(申請日から1か月前までの期間のもの)の借入金残高証明書
 - ㊧上記直近の前年同期の借入金残高証明書 ※㊦㊧の証明書の基準となる日は同日にしてください。
- (3)返済(償還)予定表
- (4)金銭消費貸借契約書等の借入に関する契約書

- 許認可証等(あてはまる場合)
- [代理申請用委任状](#)(代理申請の場合1通必要)

★提出する金額等については、会計担当者、税理士または金融機関担当者にご相談の上、誤りのないよう算出して必要事項をすべてご記入のうえ申請してください。

◆認定窓口・お問い合わせ

藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館 2 階
公益財団法人 湘南産業振興財団 融資担当
TEL 0466(21)3813
FAX 0466(25)4500

◆受付時間

【午前】 9時～11時30分

【午後】 13時～16時30分

◎土日祝、年末年始休み

◎添付書類が不足している場合、未記入の箇所がある場合は受付できません。

◎申請書をお預かり後、認定書のお渡しは翌々営業日以降にご連絡を差し上げてのお渡しとなります。

6号について詳しくはこちらをご覧ください

